**職業紹介事業報告の提出方法等について**

別添

※実績がない場合も提出が必要です（ＦＡＱの３を参照）。

（この郵便は令和６年１２月末時点のデータにより送付しているため、住所変更届提出済みにもかかわらず旧住所となっている場合や、到着時点で既に廃止届と事業報告書を提出済みである場合等がありますが、ご容赦ください。）

１　提出書類

（１）職業紹介事業報告書（様式第８号）　　３部

　　　※東京労働局ホームページ掲載の最新様式または同封の最新様式をご利用ください。

　　　※事業所ごとに作成してください。

　　　※１面２面のみ。両面印刷にご協力お願いいたします。

　　【報告対象期間】　令和６年４月１日～令和７年３月３１日

ただし、次の場合は報告対象期間が異なります。

1. 許可年月日または事業所新設日が令和６年４月２日以降～令和７年３月３１日の場合

→許可年月日または事業所新設日～令和７年３月３１日

1. 令和６年度中に事業所を廃止した事業所の場合

→令和６年４月１日～廃止日

（廃止届と事業報告書をすでに提出済の場合は、提出不要です。万が一、廃止届を未提出の場合は、あわせて廃止届の提出をお願いいたします。）

（２）返信用封筒（レターパックまたは角形２号封筒（送付先住所記載、切手を必ず貼付））

２　提出期間　　　令和７年４月１日～令和７年４月３０日

３　提出方法　　　郵送もしくはｅ-Ｇｏｖによる電子申請

※郵送については、郵送事故防止のためレターパック等追跡可能なものでお願いいたします。

※郵送で提出された場合の事業主控えの返送は数ヶ月後になります。なお、電子申請の場合

　は審査終了の通知のみとなります。

※来局された場合でも報告書等は預かり、事業主控え（受理印押印済）は後日郵送にて

返却となります。

４　提出先及び問合せ先　東京労働局需給調整事業部　需給調整事業第一課

（１）提出先　　〒１０８－８４３２　港区海岸３－９－４５　東京労働局海岸庁舎３Ｆ

（２）電話番号　　０３－３４５２－１４７２

※提出の際は、封筒に朱書きで『職業紹介事業報告書在中』の記載をお願いいたします。

※**電子申請の方法については、ｅ-Ｇｏｖホームページ（https://www.e-gov.go.jp）**

**をご参照ください。**

●東京労働局ホームページ掲載様式のご案内●

入力補助付きエクセルシートを掲載しています。報告書作成時間の短縮にもつながりますので、ぜひご活用ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/

ホーム ＞ 各種法令・制度・手続き ＞ 労働者派遣・職業紹介事業 ＞

職業紹介事業関係 ＞ 事業報告について ＞ ４.事業報告について